

## 松戸都市計画道路の変更（千葉県知事決定）

1. 都市計画道路中 3・1・3号高塚新田線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・1・3	高塚新田線	松戸市 大字紙敷 字栗芝台	松戸市 大字高塚新田 字八幡腰	松戸市 大字高塚新田 字内野	約 1,740 m	地表式	4車線	51～70 m	JR武蔵野線と立体交差 幹線街路と平面交差1箇所	
	3・1・4	串崎新田線	松戸市 大字串崎新田 字木戸前	松戸市 大字松飛台 字中関	松戸市 大字串崎新田 字古和清水	約 1,000 m	嵩上式 地表式	4車線	40～67 m		
	構造形式の内訳		松戸市 大字串崎新田 字木戸前	松戸市 大字串崎新田 字古和清水		約 450 m	嵩上式	/	40～46 m		
						約 550 m	地表式		46～67 m	幹線街路と平面交差1箇所 北総線と立体交差	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

1・3・2号北千葉道路1号線及び1・3・3号北千葉道路2号線の新規決定に伴い、幅員を一部変更するとともに、車線数を決定するものである。

また、本都市計画による3・1・3号高塚新田線ほか1路線の事業が周辺環境に与える影響については、一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）の環境影響評価準備書に示す通り、都市計画を定める上で支障がないと判断する（環境影響評価が作成されたものについては、環境影響評価書とする）。

2. 都市計画道路に1・3・2号北千葉道路1号線ほか1路線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1・3・2	北千葉道路1号線	松戸市 大字紙敷 字栗芝台	松戸市 大字高塚新田 字八幡腰		約 1,740 m	嵩上式 地表式	4車線	23～54 m		出口 起点方向 入口 終点方向 3・1・3号高塚新田線に接続
	構造形式の内訳		松戸市 大字紙敷 字栗芝台	松戸市 大字高塚新田 字背上		約 1,360 m	嵩上式	/	23～54 m		
						約 380 m	地表式		23～27 m		
	なお、高塚新田地内に入出口を設ける。										
	1・3・3	北千葉道路2号線	松戸市 大字串崎新田 字木戸前	松戸市 大字松飛台 字中関		約 1,000 m	地表式 地下式	4車線	24～30 m		
	構造形式の内訳		松戸市 大字串崎新田 字木戸前	松戸市 大字串崎新田 字上関		約 690 m	地下式	/	27～30 m		
					約 310 m	地表式	24～27 m		北総線と立体交差		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

北千葉道路の整備を促進するため、1・3・2号北千葉道路1号線及び1・3・3号北千葉道路2号線を新規決定する。

また、本都市計画による1・3・2号北千葉道路1号線ほか1路線の事業が周辺環境に与える影響については、一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）の環境影響評価準備書に示す通り、都市計画を定める上で支障がないと判断する（環境影響評価が作成されたものについては、環境影響評価書とする）。

## 松戸都市計画道路（千葉県決定）の変更理由書

一般国道 464 号北千葉道路は、東葛地域、北総地域の東西方向の骨格となり、首都圏北部、千葉ニュータウン、成田国際空港を結ぶ全長約 43 kmの幹線道路であり、国際競争力の強化を図るとともに、地域間の交流連携、物流の効率化など、地域の活性化に寄与するものである。本路線は、鎌ヶ谷市から印西市間の約 19.7 kmが整備済みとなっており、残る区間のうち印西市から成田市間の約 13.5 kmが整備中であり、市川市から鎌ヶ谷市間の約 9 kmが未整備となっている。

市川市から鎌ヶ谷市間は、東西方向の幹線道路が脆弱なため、一般国道 464 号や並行する県道等では、慢性的に渋滞が発生しているほか、緊急輸送道路 1 次路線となっている一般国道 464 号や並行する一般国道 356 号、一般国道 296 号はいずれも 2 車線しかなく、緊急輸送道路として脆弱なため、災害時の緊急輸送ネットワークの強化が必要となっている。

これら地域の課題等を解決するとともに、首都圏（外環道）と成田国際空港を連結することから、自動車専用道路（専用部）と一般国道（一般部）の併設構造とし、東京外かく環状道路（市川市）から一般国道 16 号（船橋市）間延長約 15km の専用部と、一般国道 298 号（市川市）と県道船橋我孫子線（鎌ヶ谷市）間約 9 kmの一般部を同時期に計画、整備することを国、県、沿線市で構成する北千葉道路連絡調整会議等において関係者で確認している。

以上より、一般国道 464 号北千葉道路は、沿線地域に与える影響が大きい道路であり、市川都市計画区域から成田都市計画区域に至る広域的な範囲における根幹的な都市施設として都市計画に位置づけられているが、新たに自動車専用道路が計画されるとともに インターチェンジや副道等の整備も計画されたことから、市川都市計画区域から船橋都市計画区域までの都市計画道路について変更を行うものである。

「松戸都市計画区域」については、北千葉道路の整備を促進するため、都市計画道路 1・3・2 号北千葉道路 1 号線及び都市計画道路 1・3・3 号北千葉道路 2 号線を都市計画道路に追加するとともに、都市計画道路 3・1・3 号高塚新田線、都市計画道路 3・1・4 号串崎新田線について、幅員等を変更し、併せて車線数を 4 車線に決定する都市計画変更を行うものである。

松戸都市計画道路の概要（千葉県知事決定）

名 称		変 更 の 内 容									
番号	路線名	旧番号	旧路線名	起点	終点	線形	延長	構造形式	幅員	車線の数	備考
3・1・3	高塚新田線	—	—	—	—	—	1,770m→ 1,740m	—	40m→ 51～70m	4車線	1・3・2号北千葉道路1号線の新規決定に伴い、延長、幅員を一部変更するとともに、車線数を決定
3・1・4	串崎新田線	—	—	—	串崎新田 字古和清水→ 松飛台 字中関	—	1,010m→ 1,000m	—	40m→ 40～67m	4車線	1・3・3号北千葉道路2号線の新規決定に伴い、延長、幅員を一部変更するとともに、車線数を決定

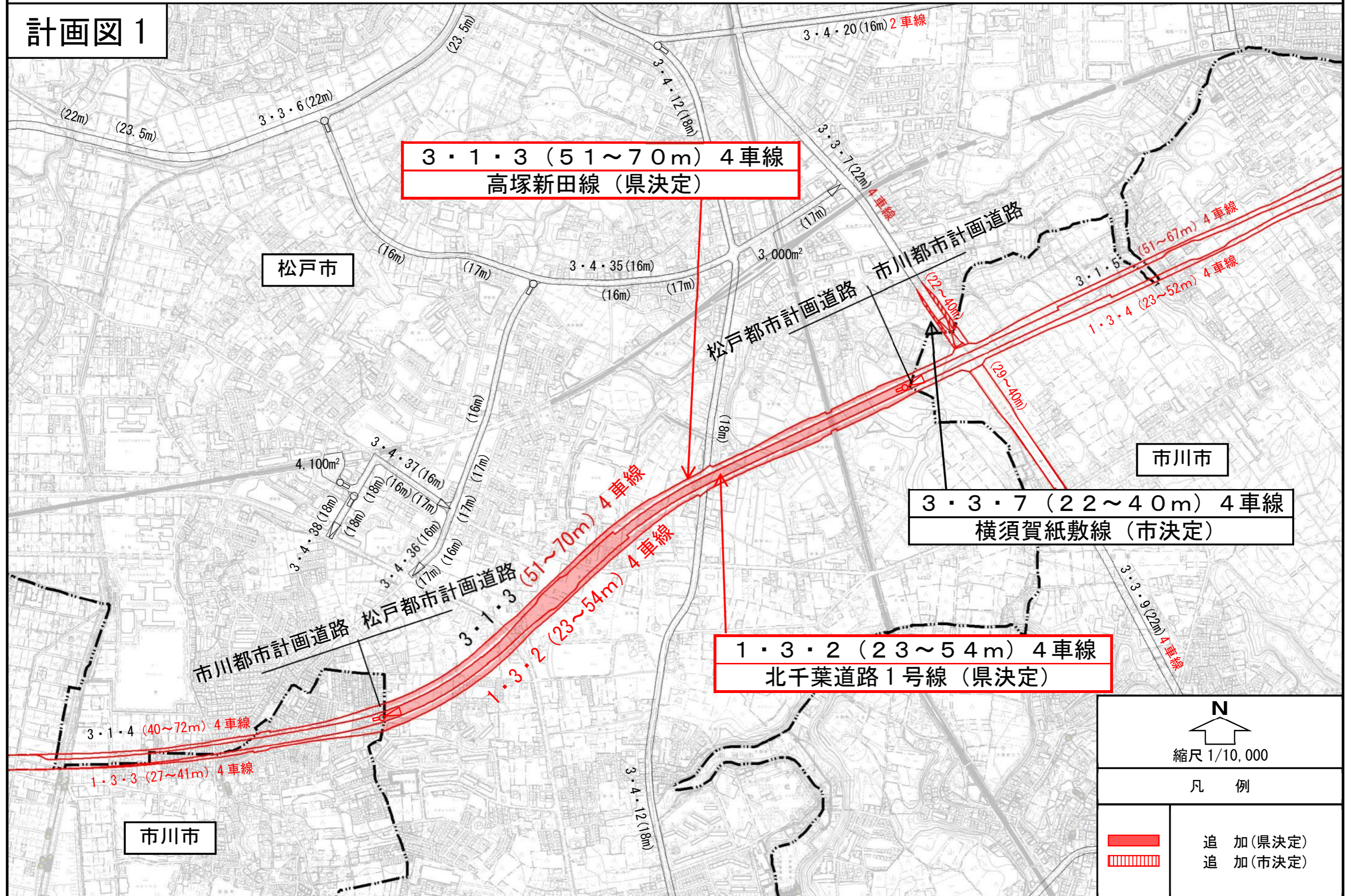






# 松戸都市計画道路の変更について（千葉県決定）

計画図 1









## 意見書の要旨の提出について

都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の案を公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出があったので、同法第21条第2項において準用する同法第18条第2項の規定により、その要旨を貴審議会に提出します。



## 松戸都市計画道路の変更に係る意見書の要旨

### 1 ■■■■■ 松戸市

- ① 北千葉道路が敷地を通ることで畑や家などが壊され、どうしても守りたい3本の木も切られてしまうので反対するといった、公述の意見が反映されたものではないため、計画に反対する。
- ② 井戸水が減少したり、井戸水の水質が悪化したりする可能性のある北千葉道路はやめてほしい。
- ③ 北千葉道路ができれば大町駅付近にある弁天池が干上がり、子供たちがザリガニ釣りや水遊びができる場所が奪われてしまう可能性が高い。
- ④ 北千葉道路ができれば、うちの体験農園はすべて奪われ、生活の糧を失うだけでなく、色々な人たちが自然と触れ合える場所がなくなってしまう。

### 2 ■■■■■ 松戸市

- ① 人口減少に突入した今、今以上の道路が必要なのか。財源はどうするのか。自然環境破壊による環境への影響を真剣に考慮し計画の是非を判断すべき。
- ② 北千葉道路を建設することにより環境に与える影響が甚大であることが判明したため、本道路の建設計画を中止することを求める。